

申請は9月30日(金)まで!

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の申請はお済みですか?

国では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、以下の世帯に対して給付金を支給しています。すでに、**令和3年度または4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付を受けた世帯は、対象となりません**のでご注意ください。

【問い合わせ】地域福祉課地域福祉推進担当(役場行政棟1階 〒319-1192 東海3-7-1 ☎282-1711 内線1139)

令和4年度 給付対象

【住民税非課税世帯】

基準日(令和4年6月1日)において、東海村に住民登録があり、世帯全員が令和4年度市町村住民税均等割額を課税されていない(令和3年の収入が課税額に満たない)世帯 ※世帯の全員が市町村民税均等割非課税であっても、他の世帯から扶養されている方のみで構成される世帯を除きます。

【家計急変世帯】

令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同等の収入(下表参照)に落ち込んだと認められる世帯

給付額

1世帯につき10万円

申請方法

【住民税非課税世帯】

■令和4年6月1日以前から世帯の全員が村内にお住まいの場合
村から、7月上旬に給付内容や確認事項が記載さ

れた確認書を送付しました。まだお手元にある方は内容をご確認の上、9月30日(金)までに、返信用封筒で地域福祉課へご提出ください。※▽期限を過ぎると支給できない可能性があります。▽対象と見込まれるにもかかわらず確認書が届いていない場合は、別世帯の被扶養者になっている可能性がありますので、ご確認ください。

■令和3年12月10日以降に村内に転入した世帯員がいる場合

申請が必要です。9月30日(金)までに、総合案内(役場行政棟1階)備え付けまたは、村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、郵送またはお越しの上、地域福祉課へご提出ください。

【家計急変世帯】

申請が必要です。9月30日(金)までに申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、郵送またはお越しの上、地域福祉課へご提出ください。

【東海村の住民税非課税相当額(参考)】

(円)

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がいない	930,000	380,000
配偶者・扶養親族(計1人)がいる	1,378,000	828,000
配偶者・扶養親族(計2人)がいる	1,680,000	1,108,000
配偶者・扶養親族(計3人)がいる	2,097,000	1,388,000
配偶者・扶養親族(計4人)がいる	2,497,000	1,668,000
障がい者・寡婦・ひとり親・未成年者	2,043,000	1,350,000